

清須市監査委員公表第2号

住民監査請求に係る監査を実施したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242号第5項の規定に基づき、その結果について次のとおり公表する。

令和8年4月23日

清須市監査委員 黒川 了一

清須市監査委員 天野 武藏

## 住民監査請求に係る監査の結果

### 第1 請求の内容

1 請求人  
(省略)

2 請求書の提出日  
令和8年3月6日

3 請求の要旨

(1) 違法又は不当な事実

物価高騰により、未就学及び高校生年代の児童がいる全世帯と、65歳以上の高齢者に1人あたり1万円分の、清須はぐくみ応援券（以下、応援券という。）を支給するため、その事務費に41,397,000円を使用している、または使用しようとしている件について、次のとおり。

- ① 経費が最少ではなく、効果が最大ではないことが、地方自治法第2条第14項に違反している。
- ② 目的を達成するための経費が、必要且つ最少の限度をこえて支出しており、地方財政法第4条第1項に違反している。
- ③ その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努めていないことが、地方交付税法第3条第3項に違反している。  
少なくとも、法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容になっていない。
- ④ 補助金等の不正な使用の防止、補助金等の交付の決定の適正化が行われておらず、補助事業者等及び間接補助事業者等が、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意しておらず、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めておらず、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行っていないことが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第1条、第3条第2項、第11条第1項・第2項に違反している。
- ⑤ 委託業者に事務費41,397,000円を支払っても、委託業者が清須市内の委託業者ではないのなら、事業者の支援にはなっておらず、また、そ

のような使用の仕方もなく、清須市内の委託業者であっても、そのような使用の仕方もなく、清須市民には概ね1万円給付に対し、異常な高額であり、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に掲げる物価高から国民生活を守るの事項、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に掲げる物価高の克服の事項又は「強い経済」を実現する総合経済対策」に掲げる生活の安全保障・物価高への対応の事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに効果的・効率的に必要な事業を実施できるように使用していないことが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱の目的に違反している。

地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に要する費用に対し、事務費41,397,000円を使用せず、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援にあてた方が地方創生を図れる。

(2) 請求人が求める措置

- ① 応援券支給のための事務費41,397,000円を使用しないこと。
- ② 応援券支給事業（社会福祉費・児童福祉費）と、保育所等給食費軽減対策金にかかる経費の予算（40,417千円+165,000千円+15,718千円+65,000千円+11,038千円=297,173千円）の、全てをやり直すこと。
- ③ 応援券支給事業で、事業者との契約を破棄すること。
- ④ 応援券支給事業で、事業者に支払った分を返金させること。
- ⑤ 応援券支給事業の事務費41,397,000円を可能な限り使用せず、保育所等給食費軽減対策金にあて、普通交付金からの持ち出しを減らすこと。もしくは、応援券支給事業の事務費41,397,000円を可能な限り使用せず、小中学生の給食費にさらにあてること。

(3) 事実証明書

- 甲1 一般会計補正予算書（第7号）（清須市HP内）
- 甲2 令和8年第1回清須市議会臨時会 市長提出議案説明資料
- 甲3 清須はぐくみ応援券支給費 補足説明資料
- 甲4 設計書 清須はぐくみ応援券作成・配布等業務
- 甲5 地方自治法第2条第14項
- 甲6 地方財政法第4条第1項
- 甲7 地方交付税法第3条第3項
- 甲8 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第1条、第3条第2項、第11条第1項・第2項
- 甲9 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱、デフレ完全

脱却のための総合経済対策、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策、「強い経済」を実現する総合経済対策

- 甲 1 0 清須市令和 7 年度第 1 回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時  
交付金実施計画
- 甲 1 1 愛知県令和 7 年度第 2 回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時  
交付金実施計画
- 甲 1 2 郵便局HP
- 甲 1 3 飛島村HP
- 甲 1 4 四日市市HP
- 甲 1 5 愛知県HPと愛知県商工連合会HP、愛知県の最低賃金 1,140 円
- 甲 1 6 エクセル 検証と比較
- 甲 1 7 別紙 指摘と監査（審理）を求める部分
- 甲 1 8 Gemini3.1 版 事実証明書、Gemini3.1 版 別紙 指摘
- 甲 1 9 付録 AI Claude Sonnet4.6、Gemini3.1 による監査の結果

## 第 2 請求の受理

令和 8 年 3 月 1 2 日、監査委員により、本件請求の内容が地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定にある「財務会計上の行為」に該当するかについて、要件審査が行われた。

本件請求において、応援券支給事務が、違法若しくは不当な公金の支出であるとの主張が、「財務会計上の行為」に該当すると判断された。

また、当該事務に係る補正予算が、令和 8 年 1 月に開催された清須市議会第 1 回臨時会において可決されていることから、当該事務が行なわれることが相当の確実さをもって予測されると判断できるため、請求人の求める措置内容が法的要件を具備していると認め、本件請求を受理することとした。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査の対象課

健康福祉部高齢福祉課、健康福祉部こども家庭課

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定により、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和 8 年 4 月 6 日に陳述を行った。新たな証拠資料の追加提出はなく、陳述において確認した本件請求書に記載のない新たな内容は、次のとおりである。

- (1) 応援券支給事務を旅行会社に委託していることが疑問であったが、ある旅行会社に確認したところ、新型コロナ禍に旅行会社の仕事が激減したため、自治体の事務を受託したことがきっかけということであった。

### 3 清須市長から意見書の提出、関係職員の陳述

令和8年3月31日に本件請求に対して、清須市長から意見書の提出があり、また、4月6日に地方自治法第199条第8項の規定により、関係のある職員として、健康福祉部高齢福祉課及び同こども家庭課の職員から陳述の聴取を行った。意見書及び陳述の内容は、次のとおりである。

- (1) 応援券支給事業は、令和8年1月20日に開催された清須市議会第1回臨時会において可決されたのち、地方自治法及び清須市契約規則に基づき、指名競争入札によって適切に契約を締結しているため、かかる費用が過大であるとは考えていない。
- (2) 委託業者と契約した日は令和8年2月5日、契約期間は2月6日から9月30日までである。また、4月1日にコールセンターを開設し、応援券の発送を開始している。
- (3) 応援券の発送事務委託にかかる予算は、陳述の聴取日時点で執行されておらず、執行は契約期間の終了後、令和8年10月以降を想定している。
- (4) 応援券の発送事務を、市職員が行わずに業者委託したのは、対象者の人数が多い大規模、かつ、商品券を扱うため不正防止の措置も必要となる事務を、短期間で行う緊急性があったことから、市職員が通常業務と同時に当該事務を行うことは困難であると判断したためである。
- (5) 応援券を世帯ごとで発送する場合、誤封入や紛失を防ぐ厳格な管理のもと、まず個人ごとに商品券、利用案内文書、取扱店舗一覧表などの書類を整え、宛名情報との照合を行ったのち、改めて世帯ごとにまとめる作業が必要となるため、封入封緘にかかる時間も人手も増え、短期間で発送することが困難になることから、個人ごとに発送することとした。
- (6) 応援券の郵送にゆうパックを採択した理由は、簡易書留より少ない日数で配達ができること、ゆうパックは一括して追跡確認ができることなどが挙げられる。
- (7) 応援券の支給を郵送方式にしたのは、①約23,000名という多くの市民を対象とする中で、受給機会の公平性を保つ必要があること、②受け渡しの管理が確実であること、また、③窓口交付方式では、市民に対して来庁するという負担がかかるほか、窓口の受付体制構築や混雑時の対応など、職員への負担も大きくなることなどを考慮したためである。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

- (1) 請求人は、応援券支給のための事務費が最小ではなく、効果が最大ではないことなどが、地方自治法、地方財政法や地方交付税法などに違反していると主張している。

担当課からの説明では、当該予算の議決後、地方自治法及び清須市契約規則に基づき契約が締結され、指名競争入札で委託業者を決定して適正に事務を進めており、事務費が過大であるという認識はなく、法律等に違反している事実はないとのことであった。

- (2) 請求人は、業者に事務を委託することが、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金制度要綱の目的に違反していると主張している。

担当課からの説明では、事務委託を通じて応援券を支給することが、物価高騰の影響を受ける市民の生活支援や地域経済の活性化に寄与することとなるので、当該要綱の目的に違反している事実はないとのことであった。

### 2 監査委員の判断

- (1) 請求人は、ゆうパックによる応援券の郵送料が過大であると主張をしているが、担当課が最終的にゆうパックを採択したことには、簡易書留より短い日数で配達ができること、ゆうパックは一括して追跡確認ができることなど、合理的な理由があると判断ができる。

また、請求人が主張する、幼稚園・保育園・老人ホーム・デイサービスなどで直接支給する方法や、対象者の口座に振り込む方法は、いずれも郵送による支給と比べて事務手続が煩雑となり、短期間のうちに正確に支給することは困難であると判断ができる。

- (2) 請求人は、応援券発送事務にかかる設計金額のうち、郵送料、人件費、会場費や封入封緘事務などについて、費用が過大であり、地方自治法等に違反していると主張をしているが、当該事務は地方自治法及び清須市契約規則に基づいて委託契約が締結されており、積算に違法性はなく、必要最小限の経費で、かつ、最大の効果を挙げることができる適正な内容であると判断ができる。

- (3) 請求人は、応援券を個人ごとではなく、世帯ごとに発送するように主張をしているが、本件事業が対象者の多い大規模なものであり、世帯ごとに分類をする人手、時間や誤封入のリスクなどが考えられる中、迅速な対応も求められることを鑑みるに、個人ごとに発送する方法には、合理的な理由があると判断ができる。

(4) 請求人は、応援券支給事務にかかる経費を削減して、普通交付税からの持ち出しを減らすよう主張をしているが、(2)でも述べたように事務費の積算に違法性はなく、その内容は、必要最小限の経費で、かつ、最大の効果を挙げることができる適正なものとなっている。

このため、当該事務に係る一般財源の金額についても、適正であると判断ができる。

(5) 請求人は、適正な相場を著しく逸脱した過大積算で委託契約を結び、補助金を業者の過剰な利益として不正に使用していることが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に違反していると主張しているが、指名競争入札をもって適正な契約が締結されていることから、その契約内容は、法律が遵守されているものと判断ができる。

(6) 請求人は、業者に対する応援券支給事務の委託が、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱の目的に違反していると主張しているが、当該事務委託で応援券を支給することが、市民生活を支援する一助となることから、当該事務委託は、要綱が遵守されているものと判断ができる。

(7) 請求人は、応援券支給事務にかかる契約を破棄することと主張しているが、(2)でも述べたように事務費の積算に違法性はなく、その内容は、必要最小限の経費で、かつ、最大の効果を挙げることができる適正なものであると判断ができる。

(8) 請求人は、応援券支給事務にかかる支払い済の金額があれば、返金することと主張しているが、関係職員の陳述から、支払いはまだ行なわれていないと判断ができる。

(9) 請求人は、応援券支給事業の事務費を可能な限り使用せずに、保育所等給食費軽減対策金、もしくは小中学校の給食費にあてることと主張しているが、(2)でも述べたように事務費の積算に違法性はなく、その内容は、必要最小限の経費で、かつ、最大の効果を挙げることができる適正なものであると判断ができる。

また、予算の配分については、地方自治体の政策判断に属するものであるので、違法性または明らかな不当性が認められない限り、監査委員が介入すべきことではない。

### 3 結論

以上のことから、本件請求について、請求人が求める措置(第1の3の(2))

①、②、③及び⑤は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

④については、すでに執行した予算が存在しないことから、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないため、これを却下する。